第九十六条第二項	地方自治法第七十四条の二第十項において準用する同法第七十四条の二第十項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項
第九十七条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項
	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
第九十八条第二項	地方自治法第七十四条第三項	地方自治法第八十六条第三項
第九十八条の三第一項	地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二及び第七十四条の三
	同法第七十四条の二第十項	同法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第十項

第百四十三条第一項第三号中「社会保険料」の下に「（労働保険料を除く。）」を加える。

第百七十四条の二十四の見出し中「職員等」を「議会事務局等」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

地方自治法第二百五十二条の八、第二百五十二条の九第三項及び第五項、第二百五十二条の十一第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は、議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局の共同設置について準用する。この場合において、同法第二百五十二条の八第四号中「機関を組織する委員その他の構成員」とあるのは「議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局の職員」と、同法第二百五十二条の九第三項及び第五項中「委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員」とあるのは「議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局の職員」と、「長」とあるのは「議会の議長、長」と読み替えるものとする。

2　地方自治法第二百五十二条の八、第二百五十二条の九第三項及び第五項、第二百五十二条の十一第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は専門委員の共同設置について、同法第二百五十二条の九第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十の規定は普通地方公共団体の長、委員会又は委員の事務を補助する職員で当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきもの（次項において「議会同意選任職員」という。）の共同設置について準用する。この場合において、同法第二百五十二条の九第三項及び第五項中「長」とあるのは、「議会の議長、長」と読み替えるものとする。

第百七十四条の二十四第三項中「第一項に規定する職員」を「議会同意選任職員」に改め、「、これを」を削る。

第二編第七章第三節及び第百九十条第三項を削る。

第二百十二条第一項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に、「第七十五条から第八十四条まで及び第八十六条から第八十九条まで、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条」に改める。

第二百十二条の二の表第九十二条第一項の項中「の規定により」を「に規定する」に、「以下選挙権を有する者」を「以下「選挙権を有する者」」に改め、「第二百九十一条の六第一項」の下に「において読み替えて準用する同法第七十四条第一項」を加え、同項の前に次のように加える。

第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第六項各号

第二百十二条の二の表第九十二条第四項の項及び第九十二条第五項の項中「第七十四条第六項」を「第七十四条第七項」に改め、「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条第七項」を加え、同表第九十四条第一項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条第五項」を加え、同表第九十五条の二の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条の二第一項」を加え、同表第九十五条の三の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条の二第五項」を加え、同表第九十五条の四の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条の二第六項」を加え、同表第九十六条第一項の項を次のように改める。

第九十六条第一項	地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項
	同法第七十四条の二第六項	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条の二第六項
	、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	十日以内
	同法第七十四条第五項	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第五項
	選挙権を有する者	請求権を有する者

第二百十二条の二の表第九十六条第二項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条の二第十項」を加え、同表第九十七条第一項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条第五項」を加え、同表第九十八条第二項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条第三項」を加え、同表第九十八条の二第一項及び第二項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条第四項」を加える。

第二百十二条の三第一項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に、「同法第七十四条第五項」を「同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条第五項」に、「同法第七十四条の二第七項」を「同法第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に、「同法第七十四条の二第八項、第七十五条第五項」を「同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七十五条第五項前段（同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。）」に、「第八十四条まで及び第八十六条から第八十八条まで」を「第七十九条まで、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条」に改める。